

用語辞典

1 農用地利用改善団体

地権者の方々が集まって、担い手のあり方・農地の利活用方法などを話し合い、調整していく組織であり、集落営農を話し合う上でも基本となっている組織です。

2 特定農業団体

国の定義で集落営農組織と言われる任意組織であり、農産物を組合名で販売されています。

3 農作業受託組織

農用地利用改善団体の話し合いの中で設立された農作業の受託組織です。

平成18年度より、さつま協とフロア化された「担い手支援室」で集落営農組織の育成を図っていますが、平成19年度末で、下記のとおり多くの組織が設立されています。

さつま町集落営農組織等の設立状況

1 農用地利用改善団体

平成20年5月1日現在

年度	組織名	組織の設立時期	構成集落数	構成農家戸数	地区内農用地面積
18	一ツ木地区農用地利用改善組合	平成19年 2月25日	1集落	55戸	32.0ha
18	白男川地区農用地利用改善組合	平成19年 3月 4日	3集落	115戸	72.0ha
18	時吉地区農用地利用改善組合	平成19年 2月27日	2集落	89戸	61.0ha
18	園田地区農用地利用改善組合	平成19年 3月 2日	1集落	17戸	11.0ha
18	上平川地区農用地利用改善組合	平成19年 3月 4日	1集落	70戸	34.0ha
18	諏訪下地区農用地利用改善組合	平成19年 3月 6日	1集落	30戸	8.5ha
18	小路下手地区農用地利用改善組合	平成19年 3月 7日	1集落	37戸	16.2ha
18	市場地区農用地利用改善組合	平成19年 3月 8日	1集落	24戸	5.3ha
18	大長地区農用地利用改善組合	平成19年 3月 8日	1集落	45戸	23.0ha
19	戸子田農地組合	平成20年 2月 9日	1集落	37戸	36.0ha
19	船木東地区農用地利用改善組合	平成20年 3月23日	1集落	56戸	20.7ha

2 特定農業団体

年度	営農組織名	組織の設立時期	経営作目	構成員数 (認定農業者数)	備考
18	白男川地区農作業受託組合	平成19年 3月 4日	作業受託(水稲)	9人(1)	オペレーター型
18	一ツ木営農組合	平成19年 2月25日	水稲,大豆, サトイモ, 飼料	48人(1)	ぐるみ型

3 農作業受託組織(農用地利用改善組合の話し合いで組織されたもの)

年度	営農組織名	組織の設立時期	類型	構成員数 (認定農業者数)	備考
19	大長地区農作業受託組合	平成20年 1月20日	作業受託型	13人(1)	-
19	戸子田農作業受託組合	平成20年 2月 9日	作業受託型	7人(3)	-
19	諏訪下農作業受託組合	平成20年 3月 6日	作業受託型	10人(1)	-

さつま町国民健康保険からのお知らせ

～「さつま町特定健康診査・特定保健指導実施計画」を策定～

生活習慣病が国民医療費の約半分を占めていることから、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した「特定健康診査」と、その結果に基づいた医師・保健師・管理栄養士などの専門家による「特定保健指導」が平成20年4月から新たにスタートしました。

この「特定健康診査・特定保健指導」は各医療保険者(国保など)に義務付けられ、さつま町国民健康保険でも、平成20年度から平成24年度までの5年間の受診率、メタボ対象者及び予備群の減少率等の達成目標などを定めた「さつま町特定健康診査等実施計画書」を、平成19年12月に策定しました。

実施計画では、「特定健康診査・特定保健指導等」の実施方法や、実施及びその成果の目標などに関する基本的事項について定めています。計画は5年を1期とし、平成22年度に中間見直しを行います。最終年度に計画を達成できない場合、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)への保険者負担(後期高齢者支援分)にペナルティーが課せられることになっています。

このことは、国民健康保険税の負担増につながりますので、「自分自身の健康は、自ら守る」という意識と、若い元気な時から積極的に健康づくりに取り組む良い機会として、「特定健康診査」を受診しましょう。

1 特定健康診査

これまで、町が老人保健法に基づき全町民を対象としていた「基本健康診査」が、糖尿病その生活習慣病に関する健診に変わります。対象者は40歳～74歳までで、国保の加入者です。

特定健康診査は、今まで実施してきた地区ごとの集団健診(県民総合保健センター・厚生連健康管理センター)をベースとしながら、新たに薩摩郡医師会の協力を得て薩摩郡医師会病院など町内医療機関での「個別健診」も実施し、受診率向上を図ります。

特定健診の実施項目は、

基本的な健診項目として、「質問項目」「身体計測」「理学的検査」「血圧測定液化学検査」「肝機能検査」「血糖検査」「尿検査」

詳細な健診項目として、「心電図検査」「眼底検査」「貧血検査」

その他の健診項目として、「血清尿酸検査」「血清クレアチニン検査」「HbA1c検査」とします。

健診に要する経費は、国・県等の補助金を差し引いた額はさつま町国民健康保険の負担となり国保事業の大きな負担とならないよう受診者にも一部負担をお願いします。

2 特定保健指導

健診結果に基づき、対象者の保健指導の必要性ごとに、「情報提供」「動機づけ支援」及び「積極的支援」に区分し、各保健指導プログラムの目標を明確化して、医師、保健師、管理栄養士などが中心となって、対象者が参加しやすい条件を整備して実施します。保健指導は、町が直接実施しますが、委託もできることとし、原則として指導に係る本人負担は無料とします。

3 さつま町の特定健康診査・特定保健指導の計画目標(対象者数など)

区分	H20	H21	H22	H23	H24
特定健診受診者数 (目標数など)	2,635人 45%	2,846人 50%	3,042人 55%	3,226人 60%	3,397人 65%
特定保健指導対象者数 (目標数など)	186人 30%	233人 35%	285人 40%	340人 45%	358人 45%
減少率(メタボ)	-	-	-	-	10%

～健康診断で病気の早期発見を～

毎年、健康診断を受け、自分の健康状態を知り、日頃から健康に気を配るよう心がけましょう!